

Q10

評価の流れは？

第三者評価は、概ね次のような流れで行われます。

事業者が、評価機関の情報を収集し評価機関を選定します。評価機関側の説明等を受け、契約のうえ、調査に入ります。書面調査、利用者調査、訪問調査等を経て、評価機関は評価結果を事業者に報告します。

評価機関は、公表に関して事業者の同意を得たうえで県に評価結果を報告します。

県はホームページ等で評価結果を公表します。

